

2014年度版/2013年度決算

2014 Disclosure

全管協共済会の現状



# 目次

◆ 会社概要・主な業務の内容	2
◆ トップメッセージ	3
◆ 経営基本方針	4
◆ 全管協 SSI ホールディングスグループについて	4
<経営について>	5
コーポレート・ガバナンス体制	6
リスク管理体制	8
コンプライアンス(法令等遵守)体制	9
個人情報に関する取扱いについて	10
情報開示	14
暴力団等反社会的勢力の対応基本方針	14
勧誘方針	15
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	15
保険募集制度	16
保険金支払と損害サービス	17
お客様対応窓口	18
<業績データ>	19
平成 25 年度における事業の概況	20
主要な業務の状況	21
経理の状況	29
<コーポレートデータ>	39
沿革	40
株式に関する事項	40
会社役員に関する事項	41
会社の組織	42

## はじめに

平素より、皆さまには全管協共済会をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「2014全管協共済会の現状」を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただく一助になれば幸いに存じます。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



## 会社概要 (2014年3月31日現在)

名称 (商号)	株式会社全管協共済会
設立	2007年10月
資本金	220,000千円
総資産	3,786,679千円
純資産	1,458,533千円
本社所在地	〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目1番5号 東京駅前ビル
代表取締役社長	後藤 大司 (ごとう だいじ) 2014年4月1日就任
従業員数	54名
営業店舗数	1店
代理店数	1,373店

## 主な業務の内容

### 【会社の目的】

当社は、次の業務を行うことを目的としています。

1. 少額短期保険業
2. 他の保険会社、少額短期保険業者の保険業に係わる業務の代理または事務の代行、その他前号の業務に付随する業務
3. 前各号のほか、保険業法その他の法律により少額短期保険業者が行うことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

## 【業務の内容】

当社は少額短期保険業を営んでおり、賃貸住宅入居者向けの家財総合保険および賃貸テナント入居者向けの什器備品総合保険の引受業務を行っています。

## トップメッセージ

平素は株式会社全管協共済会をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は「全国賃貸管理ビジネス協会（全管協）と連携し、保険業務を通じお客様の安心で安全な生活に役立つサービスを提供する」ことを経営方針として、2008年4月1日に少額短期保険業の営業を開始いたしました。

現在、全管協会員会社を代理店として、賃貸住宅入居者向けの家財総合保険および賃貸テナント入居者向けの什器備品総合保険を販売しており、お客様・代理店・ステークホルダーの皆さまのご支援をいただき、健全で透明性の高い事業運営を実現しつつ、今年で開業7年目を迎えております。

当社は、少額短期保険業に期待されております「お客様ニーズに適合した商品のご提供」を、お客様にもっとも近い現場目線で推進すると同時に、保険業の社会性・公共性を常に認識し、関係法令・監督指針を遵守した業務運営に努めてまいります。

また、特にお客様の利便性向上並びに代理店の業務効率化のために、キャッシュレスおよびペーパーレス化を積極的に推進しており、CO<sub>2</sub>排出量の削減による環境保全活動にも貢献していきたいと考えております。今後とも株式会社全管協共済会に変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長 後藤 大司

## 経営基本方針

- 商品開発は、お客様のニーズに沿って行います。
- 商品案内は、不動産管理のプロでもある当社の代理店が適切に行います。
- 全管協と連携して防犯・防災活動を行います。
- 事故発生時は、不動産管理のプロでもある当社の代理店が窓口となり、代理店が保険金請求のお手伝いをします。
- 保険金は速やかにお支払いします。
- 万全な財務体質を確保します。
- コンプライアンス重視の企業風土を構築します。

## 全管協SSIホールディングスグループについて

### 1. グループの概要

全管協 S S I ホールディングスグループは、経済情勢の変化の激しい現代において、市場のニーズを的確に捉えるため、株式会社全管協共済会の単独株式移転により設立された株式会社全管協 S S I ホールディングスを中心とし、お客様にご満足いただける商品・サービスを的確かつ安定的に供給していくように日々努力しています。

### 2. グループの構成（2014年7月1日現在）

全管協 S S I ホールディングスグループは、少額短期保険持株会社である株式会社全管協 S S I ホールディングスの下に、同社が直接出資する子会社 2 社（株式会社全管協共済会、エタニティ少額短期保険株式会社）を配置しています。



## <経営について>

# コーポレート・ガバナンス体制

当社は、少額短期保険業を取り巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、業務の健全かつ適切な運営を確保するために、以下の経営管理体制を確立しています。

## 1. 取締役会

取締役会は、会社としての経営方針を定め、法令等の遵守、契約者の保護、リスク管理等の観点から重要な経営諸施策の方針を決定します。同時に適切な内部統制のシステムを構築しながら、業務遂行を監督してまいります。代表取締役社長はこれら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、組織全体に方針を徹底させます。

## 2. 経営会議

当社では代表取締役社長の諮問機関として経営会議が設置され、業務遂行の方針・計画の協議、部門活動の総合調整等の任務を遂行しています。また、経営上重要かつ基本的な事項に関して協議し、社長に意思決定の資料を提供する役割も果たしています。

## 3. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、全社的なリスク・コンプライアンス管理についての統括及び進捗を管理することを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

本委員会は、代表取締役社長を委員長、常勤役員、部長を委員、監査役をオブザーバーとし、コンプライアンスプログラムに定める課題とリスクマネジメント推進に関わる課題についての対応を協議・決定し、その進捗状況を管理しています。

また当社では、お客様相談窓口を設けており、お客様からお寄せいただいた貴重な「お客様の声」と「苦情」を一元化して集約し、業務改善に活用しています。

また、本委員会は、法令等遵守などを含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する委員会として内部監査を行い、内部監査で発見した問題点・課題や改善状況を定期的に経営陣へ報告すると同時に、解決にいたるまで継続的なフォローを実施しています。本委員会の活動内容については、取締役会へ定期的に報告される等、取締役等が全社のリスク・コンプライアンスの実態を把握できる体制が整備されています。

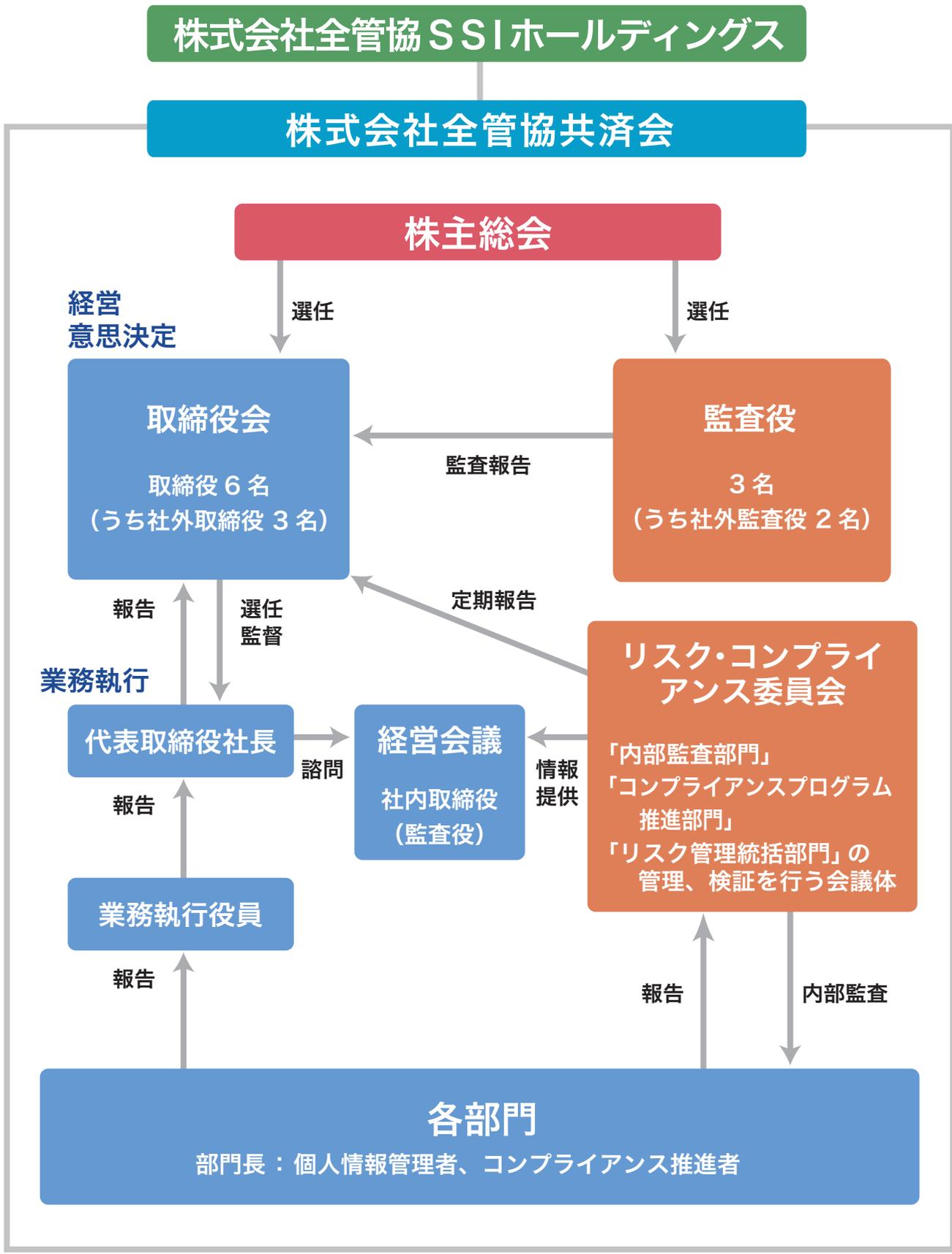
## 4. リスク・コンプライアンス部

リスク・コンプライアンス部は、業務の適正性確保のための体制を整備することを目的として設置され、社内の内部統制システムの構築状況や運用状況を確認し、内部統制システムの整備と適切な運用を継続的に推進しています。

同時に法令および定款への適合性確保のため、リスク・コンプライアンス委員会事務局として、全社における法令等遵守態勢の統括、およびリスク管理態勢の部門運営を行います。

また当社の内部管理態勢の改善と企業品質向上のために、毎年、コンプライアンスプログラムおよび内部監査方針・計画を立案し、リスク・コンプライアンス委員会を通じて同計画を実施していきます。

これらの活動内容の報告書等を作成し、取締役会へ提出しています。



# リスク管理体制

当社は、下記のような業務上のリスクについて、各部署で担当業務に関連するリスクを管理する一方、リスク・コンプライアンス委員会が組織横断的にリスクの総合的管理と必要な施策を検討・実施しています。

また当社は、これらのリスクが顕在化し、お客様や代理店に重大な影響を及ぼし、当社業務に著しい支障が生じるような事態が発生した場合には、全社を挙げて迅速かつ適切な措置を講じ、一刻も早く正常な業務へ復旧することができるように危機管理体制を構築しています。

## 1. 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより保険会社が損失を被るリスクを保険引受リスクといいます。例えば、個別の保険契約引受けに関するリスク、商品の開発・改定等に関するリスク、お引受けした保険契約の保有と再保険（引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することで危険を分散させることをいいます）に関するリスク、適切な保険金の支払を確実にするため積み立てている責任準備金・支払備金の積立に関するリスク等をいいます。当社では、保険事故発生頻度や、風水災等広域災害の実態を分析・管理し、適格な再保険者との再保険取引によりリスクの分散を図っています。また、責任準備金・支払備金の積立を適正に行うことで経営の安定化を図っています。これらをリスク・コンプライアンス委員会で検証し、取締役会に適宜報告しています。

## 2. 事務リスク

従業員や代理店による保険契約事務上のミスや不正な処理により、当社が損失を被るリスクをいいます。当社は、保険契約のデータ入力、異動・解約処理をシステム化し、そのシステムをチェックすることで、契約の引受けと保全に関連する事務ミスの発生を防いでいます。

## 3. システムリスク

当社のコンピュータ・情報システムについての誤作動・停止、不正使用、セキュリティ対策の不備などにより、当社が損失を被るリスクをいいます。これらのリスクに対応するため、当社では基幹システムの管理を適格な情報管理会社へ委託し、システムバックアップ、障害対策ならびにウイルスの監視等を実施しています。また、社内システムにはウイルス対策ソフトウェアを導入し、ID・パスワードによるアクセス管理を実施するとともに、代理店用のオンライン契約計上システムにはデジタル認証による端末へのアクセス制限を採用して不正使用を防止しています。

## 4. 資産運用リスク

資産運用に係る市場リスク、信用リスク、市場流動性リスクなどをいいます。当社は資産の運用に当たり、安全性と流動性の確保を第一義としております。

# コンプライアンス(法令等遵守)体制

## コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定める。

### 1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、経営理念の実現に向け、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および当社が定める社内規定（以下これらを「法令等」といいます。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

### 2. コンプライアンス態勢の構築

- (1) 体制の整備
  - ① コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
  - ② コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンス推進部門を設置するとともに、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与します。
  - ③ 当社の役員・社員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。
- (2) 推進活動の実施
  - ① コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、周知徹底します。
  - ② コンプライアンス・プログラムを具体的な実践計画として策定し、実施します。
  - ③ コンプライアンスを徹底するための研修や点検を行います。
  - ④ コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因を分析し再発を防止します。

### 3. コンプライアンスに係る役員・社員の行動基準

- (1) 誠実な行動
  - ① 法令等を遵守するとともに、法令等に違反する行為を発見したときは、勇気をもって指摘し、関係者と協力して是正します。
  - ② 自分のとるべき行動について迷ったときは、非論理的でないか、家族や友人に胸を張って説明できるか、当社の信頼・ブランドを損なわないか、自身に問いかけ判断します。
  - ③ あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実かつ公平・公正に接します。
- (2) 適正な事業活動を支える行動
  - ① 談合等の競争制限や取引上の地位を利用して不正な利益を得る等の不公正な取引は行いません。
  - ② 知的財産権を保護するとともに、他社の知的財産権を侵害しません。
  - ③ 業務上知り得たお客様情報は厳正に管理し、定められた目的以外に利用しません。
  - ④ 反社会的勢力には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。
  - ⑤ お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反取引を適切に管理します。
  - ⑥ グループ内取引や業務提携等を行うに際しては、取引の適切性を確保します。
  - ⑦ 適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。
  - ⑧ インサイダー取引（重要な未公開情報を利用した株券等の取引）は行いません。
  - ⑨ 資産や重要情報、営業秘密等は適切に管理します。
  - ⑩ 業務上の立場を利用して、私的な利得行為は行いません。
- (3) 人権の尊重および職場環境の確保に関する行動
  - ① 人権を尊重し、人権、国籍、性別、年齢、職業、地域、身上、障害の有無等による差別やハラスメント行為を行いません。
  - ② 安全で働きやすい職場環境を確保します。

## 個人情報に関する取扱いについて

当社は、業務上使用するお客様の情報の管理を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守するという基本方針のもとに、個人情報の適正な利用、安全管理の徹底に努めています。

また、お客様の個人情報のお取り扱いについては、以下の通りプライバシー・ポリシーを定め、当社のホームページ上で公表しています。

<http://www.zk2.jp/privacypolicy.html/>

### プライバシー・ポリシー（個人情報保護基本方針）

当社は、個人情報保護の重要性を深く認識し、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「その他の関連法令」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」などを遵守して、個人情報の適正な取り扱いを実践いたします。また、安全管理に係る措置や以下の方針については、継続的に見直し、必要に応じて改善してまいります。

#### 1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で、個人情報を取得いたします。

#### 2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および P.11-4. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用いたしません。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 適正な保険契約の審査、引受およびそれに関連する業務
- ② 適正な保険金のお支払い及びそれに関連する業務
- ③ 当社が有する債権の回収
- ④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤ 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 当社が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑦ 当社の他の商品・サービスの案内、提携先・委託先等の商品・サービスの案内
- ⑧ 統計資料の作成
- ⑨ 問い合わせ・依頼等への対応

#### 3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- ③ 当社のグループ会社との間で共同利用を行う場合（P.11-5. をご覧ください。）
- ④ 損害保険会社および少額短期保険業者等との間で共同利用を行う場合（P.12-6. をご覧ください。）
- ⑤ 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合

## 4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱を委託しています。

- ① 保険募集、損害調査に関わる業務
- ② 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ③ 情報システムの開発・運用に関わる業務

## 5. グループ内での共同利用

- (1) 当社は、持株会社がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社との間で個人データを共同利用することがあります。詳細につきましては、持株会社のホームページ (<http://www.zkhd.jp/>) 「全管協 SSI グループお客様情報の共同利用に関する基本方針」をご覧ください。
  - 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。
    - ・ 株主情報（氏名、住所、株式数等）
    - ・ 当社が保有するお客様情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客様とのお取引に関する情報）
- (2) 当社は、全管協 SSI グループが取扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社間で個人データを共同利用することがあります。グループ会社は持株会社のホームページ (<http://www.zkhd.jp/>) 「全管協 SSI グループお客様情報の共同利用に関する基本方針」に掲載の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。
  - 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。
    - ・ 当社およびグループ会社が保有するお客様情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客様とのお取引に関する情報）
- (3) 当社は、代理店の委託・管理・教育のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データをグループ会社間で共同して利用することがあります。グループ会社は持株会社のホームページ (<http://www.zkhd.jp/>) 「全管協 SSI グループお客様情報の共同利用に関する基本方針」に掲載の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各少額短期保険業者とします。
  - 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。
    - ・ 当社およびグループ会社が保有する代理店の店主・募集人に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報など）、代理店委託、行政当局への届出に関する事項等

## 6. 情報交換制度等

### (1) 保険業界の情報交換について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社および少額短期保険業者との間で、個人データを共同利用します。

### (2) 代理店等情報確認業務について

当社は、少額短期保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、他の損害保険会社および少額短期保険業者との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用することがあります。

また、少額短期保険代理店の委託等のために、少額短期保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。

## 7. センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 8. 個人情報の安全管理

当社は、取扱う個人データの漏えい・滅失・き損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、必要なセキュリティ対策を講じます。また、当社が、外部に個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 9. 開示、訂正等のご請求

### (1) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

### (2) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、通知または開示請求については、回答にあたり、当社所定の手料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

## 10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、当社までご連絡ください。

### 【お問い合わせ窓口】

株式会社全管協共済会

所在地：〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目1番5号 東京駅前ビル

電話番号：0120(32)9431

受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

## 情報開示

当社は、契約者、代理店、株主をはじめとして広く一般消費者の皆様に、当社事業に対する理解を深め、適正な評価を下していただくために、ディスクロージャー誌ならびにホームページで、当社の事業に関する重要な情報の適切な開示に努めています。当社のホームページには、会社情報や商品のご案内、その他当社からのお知らせ等を掲載しております。

株式会社全管協共済会 ホームページ <http://www.zk2.jp/>

## 暴力団等反社会的勢力の対応基本方針

全管協SSIグループは、反社会的勢力との関係を遮断することを努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務を遂行するため、本指針を定め、適切な対応をいたします。

### 1. 組織による対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として会社一丸となって対応し、役職員等の安全を最優先に確保します。

### 2. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶することに努め、反社会的勢力との関係を遮断します。

### 3. 不正な取引や資金提供等の禁止

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合は、資金提供や不正な裏取引・異例な取引は絶対に行わない。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力であることが判明した場合も、資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わない。

### 4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部機関と日常よりパイプを強化し、対応マニュアル等の体制整備に努めます。

### 5. 不当要求時の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化を躊躇しません。

## 勧誘方針

当社は、お客様の信頼を確保し、安心をご提供することを最優先とし、あらゆる局面で関連する法令や規範を遵守してまいります。また、お客様の満足度の向上に向けたサービスの充実に積極的に取り組んでまいります。

1. 商品の販売においては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. お客様の商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なお説明を心がけるとともに、お客様のご意向と実情に合った商品のご案内に努めてまいります。
3. 商品の販売においては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
4. お客様に対する勧誘の適正を確保するため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修を充実させ、わかりやすい説明に努めてまいります。
5. 万が一事故が発生した場合におきましては、迅速かつ的確に保険金のお支払いに対応するように努めてまいります。
6. お客様のご意見等を商品の開発・販売に反映していくように努めてまいります。

## CSR(企業の社会的責任)の取り組み

当社では、CO<sub>2</sub>排出量の削減や、紛失・不着等のリスクから、お客様の個人情報保護することを目的として、保険証券等のペーパーレス化を推進し、環境保全活動にも貢献していきたいと考えております。

## 保険募集制度

当社は、賃貸不動産入居者のお客様を対象とする少額短期保険商品を販売しておりますが、これらの商品は、当社と代理店委託契約を締結した不動産管理・仲介業者によって取り扱われています。当社では、これら保険商品の販売に係わる代理店による、法令等に基づいた適正な保険募集活動を確保するため、代理店指導・研修体制を確立させております。

### 1. 代理店登録および届出

当社と委託契約を交わした代理店が保険募集を行うためには、保険業法第 276 条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っています。また実際にお客様へ保険契約の手続きを行うことができる保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。当社は、新設はもとより既存の代理店に対しても定期的に募集人の状況を確認し、適宜届出を行っております。

### 2. 代理店の業務

代理店は、当社に代わってお客様に適切な保険商品をお勧めし、お客様のご意向を確認した上で保険契約を締結し、保険料を受領しております。保険商品をご案内する際には、商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明していきます。

### 3. 代理店教育

お客様との保険契約においては、法令等で定められた保険募集のルールがしっかりと守られなければなりません。そのため、当社では代理店の法令等遵守の徹底を目的として、「少額短期保険コンプライアンス研修マニュアル」を作成し、保険募集人の研修に使用しています。

### 4. 代理店点検・監査の実施

当社は、代理店の保険募集業務が適正に行われているかを確認するため、当社保険業務アドバイザーによる代理店コンプライアンス指導および代理店監査を実施しています。これにより代理店の法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、業務適正化の指導を行っています。

# 保険金支払と損害サービス

当社は、保険金の支払いは保険事業の本来の目的そのものであり、少額短期保険業者として最も重要な業務であることを認識し、常に公正かつ迅速・的確な保険金の支払が行われるよう基本方針を守り、以下の態勢で業務を遂行してまいります。

## 1. 損害サービスの基本

- ① 迅速かつ的確な損害調査を行い、公平で公正な保険金支払業務を遂行すること
- ② 保険契約者および代理店に対して、事故処理経過の適切な報告を行うこと
- ③ 常に親切かつ適切なサービス対応を心がけ、保険契約者および代理店から高い信頼を獲得すること

## 2. 適正な保険金支払のための体制

- ① 保険契約募集時においては、重要事項の説明ならびに契約者の意向確認を確実にし、補償内容や保険金額について契約者の十分な理解を得たうえで、適切な保険契約手続きを行います。
- ② 保険金の支払いに関しては、適正な支払実施はもとより、不払い、未払い、誤払いの防止にも重点をおいて策定した保険金支払業務手順に従って行っています。
- ③ 保険金支払対象外事案および保険金請求に関する苦情案件について、その請求内容および当社判断の妥当性を再検討するため、社内に「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、該当案件の精査を行ってまいります。
- ④ 保険金支払状況は取締役会に報告し、適切な損害サービス業務の遂行を確認しています。

## 3. 損害調査要員の研修

損害サービス部門の従業員に対し、損害サービス業務に関する実務研修および個人情報の保護などに関する法令等遵守研修を実施しています。

## 4. 業務運営

当社は損害サービス業務において、事故受付業務ならびに損害調査業務を外部に委託しています。当社は委託先に対する監督と指導を行い、公正かつ迅速な保険金支払態勢を確保し、保険契約者の保護に欠けることのないよう委託業務を管理しています。

また、委託先においても当社同様に社内研修を行うことで、業務のクオリティ向上を目指しています。

## お客様対応窓口

当社は、お客様の利便を図り、「お客様から信頼され選ばれる少額短期保険会社」となるために、「お客様の声」を貴重な「経営資産」として今後のお客様サービス向上、業務改善に活かしてまいります。

「お客様の声」を直接承ります「お客様相談窓口」をはじめとして、以下のような対応窓口を設置しております。

### 1. 保険金請求受付センター

お客様からの事故のご報告を受付けております。受けました報告内容は当社「事故センター」に伝えられ、「事故センター」において処理担当者が決定されます。

保険金請求受付センター TEL：0120-55-1224  
受付時間 24時間・年中無休

### 2. 解約受付センター

ご退去により契約を解約する際のご連絡を承ります。

解約受付センター TEL：0120-20-8001  
受付時間 9：00～18：00  
(日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

### 3. お客様相談窓口

当社の商品・サービス等に関するご質問、ご意見、苦情等のお申し出につきましては、以下のお客様相談窓口にて承っております。

お申し出いただいたご意見等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

お客様相談窓口 TEL：0120-32-9431  
受付時間 9：00～18：00  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

### 4. 中立・公正な立場の機関

お客様の必要に応じ、保険業法に基づいて「一般社団法人 日本少額短期保険協会」において中立・公正な立場で設立された指定少額短期保険業務紛争解決機関である「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」  
TEL：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755  
<http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>  
受付時間 9：00～12：00 13：00～17：00  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

## <業績データ>

## 平成25年度における事業の概況 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

### [ 事業環境 ]

平成25年度のわが国経済は、第2次安倍政権の大胆な金融緩和による急激な円安・株高を受け、大きく回復を遂げました。5月には日経平均株価が5年4か月ぶりに15,000円台を回復し、9月の景気動向指数は、リーマン・ショック前の2008年7月以来、約5年ぶりの高水準となりました。一方で、製造業の海外移転、輸入エネルギーの高騰による、貿易収支の赤字が続く等、先行きの不透明感も存在しております。

日本の保険市場におきましては、大型台風の来襲は無かったものの2月に関東地方を襲った大雪により甚大な保険金支払いが見込まれる等、事業環境は依然として自然災害の影響を受けやすい状況にあります。

このような中、当期における当社の業績は、取扱契約件数が654,680件（対前年9.1%増）、取扱代理店が1,373社（対前年91社増）と、契約件数については年度予算未達となったものの、業容が一層拡大いたしました。

また、保険金支払いについては風水災や凍結損等の支払いの減少と共同保険化による当社責任額の減少により、支払件数は7,199件（対前年7.5%減）、支払保険金は1,103百万円（対前年284百万円減）と件数、保険金とも前期に比べ減少し、保有契約に対する水準としては問題なく推移しております。

### [ 事業損益 ]

事業損益につきましては、経常収益は10,513百万円、経常費用として9,872百万円を要しました。この結果、経常利益は640百万円となり、法人税、住民税、法人税等調整額を加減した当期純利益は424百万円となりました。

### [ 会社に対処すべき課題 ]

当社は、法令等遵守重視の企業風土の醸成を経営の最重要課題の一つに掲げ、これまで募集現場におけるコンプライアンス実現のために、適正な保険募集態勢を確立すべく代理店研修・監査を通して代理店の指導・育成に努めるとともに、コンプライアンス統括部門及び代理店指導・教育部門の充実により経営管理態勢の強化を図って参りました。

今後も「全国賃貸管理ビジネス協会と連携して高品質の商品・サービスを提供することにより、お客様の安心で安全な生活に役立つサービスを提供する。」という経営基本方針を遵守し、お客様から信頼いただける少額短期保険業者を目指して、親会社である株式会社全管協 S S I ホールディングスの経営管理の下、全社を挙げて以下の課題に取り組んで参ります。

#### < 1 > 経営管理態勢の強化

組織体制、総合的リスク管理態勢の整備・強化及びリスク・コンプライアンス委員会をはじめとした各種会議体、ガバナンス機能の発揮により業務の適正化と効率化を推進する。

#### < 2 > 保険募集管理態勢の整備・確立

保険募集に関する各種規程・マニュアルの改定・整備や代理店監査、コンプライアンス指導の強化により代理店業務品質の向上を図る。

# 主要な業務の状況

## 1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	正味収入保険料		855,220	1,871,072
経常収益		16,532,111	14,272,489	10,513,131
保険引受利益		179,388	1,205,476	640,675
経常利益		180,965	1,206,163	640,675
当期純利益		110,032	799,233	424,482
正味損害率		9.7%	4.7%	10.7%
正味事業費率		103.7%	17.5%	12.1%
利息及び配当金収入		1,577	686	-
資本金 (発行済株式総数)		220,000 (20,000株)	220,000 (20,000株)	220,000 (20,000株)
純資産額		688,818	1,433,051	1,458,533
保険業法上の純資産額		740,901	1,498,483	1,532,528
総資産額		2,839,190	3,946,288	3,786,679
責任準備金残高		311,253	551,184	447,354
有価証券残高		-	-	-
保険金等の支払能力の充実の状況 を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)		643.0%	815.3%	1,571.8%
配当性向		50.0%	49.9%	49.9%
従業員数		43人	46人	54人

※ 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8の1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

※ 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)の計算に用いる「再保険回収リスク相当額」は、前期までは同一の相手方との再保険契約について資産と負債を相殺した再保険貸残高を用いて計算していましたが、平成25年度より、同一の相手方との再保険契約について資産と負債を相殺しない再保険貸残高を用いて計算することとしました。

なお、上表および7. ソルベンシー・マージン比率については、平成24年度以前においても、再保険回収リスク相当額の計算方法を変更して記載しております。

(前期までの計算方法によるソルベンシー・マージン比率)

	平成23年度	平成24年度
ソルベンシー・マージン比率	689.2%	836.1%

※ 責任準備金残高は、責任準備金の計算単位(区分)として、前期までは保険商品および保険リスクごとに積み立てておりましたが、平成25年度より、保険種類ごとに積み立てることとしました。

なお、2. 直近の2事業年度における業務の状況、3. 保険契約に関する指標、4. 経理に関する指標等および6. 責任準備金の残高については、従前の保険商品および保険リスクによる区分から、保険種類による区分に変更して記載しております。

## 2. 直近の2事業年度における業務の状況

### ① 正味収入保険料

(単位；千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		1,871,072	100.0%	679,991	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		1,871,072	100.0%	679,991	100.0%

※ 正味収入保険料とは、元受契約の元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

### ② 元受正味保険料

(単位；千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		6,259,281	100.0%	4,719,661	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		6,259,281	100.0%	4,719,661	100.0%

※ 元受正味保険料とは、保険料から解約返戻金およびその他返戻金を控除したものをいいます。

### ③ 支払再保険料

(単位；千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		4,388,209	100.0%	4,039,669	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		4,388,209	100.0%	4,039,669	100.0%

※ 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険料収入を控除したものをいいます。

### ④ 保険引受利益

(単位；千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		1,205,476	100.0%	640,675	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		1,205,476	100.0%	640,675	100.0%

※ 保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る利益を控除したものをいいます。

## ⑤ 正味支払保険金

(単位；千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		87,057	100.0%	72,934	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		87,057	100.0%	72,934	100.0%

※ 正味支払保険金とは、元受契約の元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

## ⑥ 元受正味保険金

(単位；千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		1,388,743	100.0%	1,103,996	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		1,388,743	100.0%	1,103,996	100.0%

※ 元受正味保険金とは、支払保険金から保険金戻入を控除したものをいいます。

## ⑦ 回収再保険金

(単位；千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		1,301,685	100.0%	1,031,062	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		1,301,685	100.0%	1,031,062	100.0%

※ 回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

### 3. 保険契約に関する指標

#### ① 契約者配当金の額

該当ありません。

#### ② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

項目	年度	平成 24 年度			平成 25 年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災		4.7%	17.5%	22.2%	10.7%	12.1%	22.8%
その他		-	-	-	-	-	-
合計		4.7%	17.5%	22.2%	10.7%	12.1%	22.8%

※ 正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

※ 正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

※ 正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

※ 正味事業費 = 事業費 - 再保険手数料

#### ③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

項目	年度	平成 24 年度			平成 25 年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		18.8%	58.3%	77.1%	14.6%	54.7%	69.3%
その他		-	-	-	-	-	-
合計		18.8%	58.3%	77.1%	14.6%	54.7%	69.3%

※ 発生損害率 = 当期発生保険金等 ÷ 当期既経過保険料

※ 事業費率 = 事業費 ÷ 当期既経過保険料

※ 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

※ 当期発生保険金等 = 元受正味保険金 + 出再控除前の保険金に係る支払備金積増額

※ 当期既経過保険料 = 元受正味保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額 - 出再控除前の解約返戻金に係る支払備金積増額

#### ④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

平成 24 年度		平成 25 年度	
出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合
2 社	100%	2 社	100%

#### ⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

平成 24 年度		平成 25 年度	
格付区分	出再保険料における割合	格付区分	出再保険料における割合
A - 以上	100%	A - 以上	100%
BBB 以上	-	BBB 以上	-
その他	-	その他	-
合計	100%	合計	100%

※格付部分は、各年度3月末時点のスタンダード・アンド・プアーズ社（S&P社）の格付に基づいています。

## ⑥ 未収再保険金の額

(単位：千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		361,652	100.0%	203,491	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		361,652	100.0%	203,491	100.0%

## 4. 経理に関する指標等

## ① 支払備金

(単位：千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		52,181		40,834	
その他		-		-	
合計		52,181		40,834	

## ② 責任準備金

(単位：千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		551,184		447,354	
その他		-		-	
合計		551,184		447,354	

## ③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

(単位：千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
利益準備金		70,400		90,000	
任意積立金		-		-	
合計		70,400		90,000	

## ④ 損害率の上昇に対する経常利益の変動

(単位：千円)

損害率の上昇シナリオ	元受発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。			
計算方法	正味既経過保険料 × 1%			
経常利益の減少額	平成 24 年度	16,446	平成 25 年度	7,921

## 5. 資産運用に対する指標等

### ① 資産運用の概況

(単位；千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現預金		2,240,522	56.8%	2,005,365	53.0%
金銭信託		-	-	-	-
有価証券		-	-	-	-
運用資産計		2,240,522	56.8%	2,005,365	53.0%
総資産		3,946,288	100.0%	3,786,679	100.0%

### ② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位；千円)

項目	年度	平成 24 年度		平成 25 年度	
		金額	利回り	金額	利回り
現預金		686	0.03%	-	-
金銭信託		-	-	-	-
有価証券		-	-	-	-
運用資産計		686	0.03%	-	-
総資産		686	0.02%	-	-

### ③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

### ④ 保有有価証券利回り

該当ありません。

### ⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

## 6. 責任準備金の残高の内訳

(単位；千円)

項目	区分	平成 25 年度			合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	
火災		373,359	73,994	-	447,354
その他		-	-	-	-
合計		373,359	73,994	-	447,354

## 7. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	平成 24 年度末	平成 25 年度末
(1) ソルベンシー・マージン総額	1,099,560	1,320,569
① 純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	1,034,051	1,246,533
② 価格変動準備金	-	-
③ 異常危険準備金	65,431	73,994
④ 一般貸倒引当金	77	41
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	-	-
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	-	-
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	-	-
⑩ 負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	-	-
⑪ 控除項目(-)	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2+R2^2]+R3+R4}$	269,706	168,022
保険リスク相当額	228,935	124,643
R1 一般保険リスク相当額	180,295	86,957
R4 巨大災害リスク相当額	48,640	37,685
R2 資産運用リスク相当額	115,606	91,211
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	-	-
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	102,877	78,611
再保険回収リスク相当額	12,728	12,600
R3 経営管理リスク相当額	6,890	4,317
(3) ソルベンシー・マージン比率 $(1)/\{(\frac{1}{2})\times(2)\}$	815.3%	1,571.8%

※ 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

## [ ソルベンシー・マージン比率とは ]

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（前ページの（2））に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：前ページの（1））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（前ページの（3））です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ①保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
  - ②資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ③経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①、②および④以外のもの
  - ④巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 8. 時価情報等

- ① 有価証券  
該当ありません。
- ② 金銭の信託  
該当ありません。

# 経理の状況

## 1. 貸借対照表

(単位：千円)

科目	年度	平成 24 年度末	平成 25 年度末	比較増減	科目	年度	平成 24 年度末	平成 25 年度末	比較増減
現金及び預貯金		2,240,522	2,005,365	△235,157	保険契約準備金		603,365	488,188	△115,176
現金		53	294	240	支払備金		52,181	40,834	△11,346
預貯金		2,240,469	2,005,071	△235,398	責任準備金		551,184	447,354	△103,829
金銭の信託		-	-	-	普通責任準備金		485,752	373,359	△112,392
有価証券		-	-	-	異常危険準備金		65,431	73,994	8,562
国債		-	-	-	契約者配当準備金		-	-	-
地方債		-	-	-	代理店借		273,702	402,027	128,325
政府保証債		-	-	-	共同保険借		404,246	395,162	△9,084
その他の証券		-	-	-	再保険借		-	80,335	80,335
有形固定資産		12,832	12,134	△698	短期社債		-	-	-
土地		-	-	-	社債		-	-	-
建物		9,811	8,492	△1,319	新株予約権付社債		-	-	-
建設仮勘定		-	-	-	その他負債		1,162,400	878,105	△284,294
その他の有形固定資産		3,021	3,642	620	代理業務借		-	-	-
無形固定資産		199,531	146,958	△52,572	借入金		-	-	-
ソフトウェア		199,526	146,954	△52,572	未払法人税等		375,743	37,036	△338,707
のれん		-	-	-	未払金		316,506	305,468	△11,037
その他の無形固定資産		4	4	-	未払費用		41,839	48,520	6,680
代理店貸		334,658	286,138	△48,520	前受収益		378,351	416,683	38,331
再保険貸		28,715	-	△28,715	預り金		49,958	70,387	20,428
その他資産		1,067,622	1,266,432	198,810	資産除去債務		-	-	-
未収金		764,125	946,937	182,812	仮受金		-	9	9
未還付法人税等		-	-	-	その他の負債		-	-	-
代理業務貸		-	-	-	退職給付引当金		53,530	62,279	8,749
未収保険料		-	-	-	役員退職慰労引当金		14,190	20,130	5,940
前払費用		225,460	249,578	24,118	その他の引当金		1,801	1,915	114
未収収益		37,697	41,821	4,124	価格変動準備金		-	-	-
仮払金		13,000	-	△13,000	繰延税金負債		-	-	-
保険業法第 113 条繰延資産		-	-	-	再評価に係る繰延税金負債		-	-	-
その他の資産		27,339	28,094	755	負債の部合計		2,513,237	2,328,145	△185,091
前払年金費用		-	-	-	資本金		220,000	220,000	-
繰延税金資産		27,483	34,692	7,209	新株式申込証拠金		-	-	-
再評価に係る繰延税金資産		-	-	-	資本剰余金		130,000	130,000	-
供託金		35,000	35,000	-	資本準備金		130,000	130,000	-
貸倒引当金		△77	△41	35	その他資本剰余金		-	-	-
					利益剰余金		1,083,051	1,108,533	25,482
					利益準備金		70,400	90,000	19,600
					その他利益剰余金		1,012,651	1,018,533	5,882
					退職金関係積立金		-	-	-
					不動産圧縮積立金		-	-	-
					社会厚生事業増進積立金		-	-	-
					その他の積立金		-	-	-
					繰越利益剰余金		1,012,651	1,018,533	5,882
					自己株式 (△)		-	-	-
					自己株式申込証拠金		-	-	-
					株主資本合計		1,433,051	1,458,533	25,482
					その他有価証券評価差額金		-	-	-
					繰延ヘッジ損益		-	-	-
					土地再評価差額金		-	-	-
					評価・換算差額等合計		-	-	-
					新株予約権		-	-	-
					純資産の部合計		1,433,051	1,458,533	25,482
資産合計		3,946,288	3,786,679	△159,609	負債・純資産の部合計		3,946,288	3,786,679	△159,609

## 平成 25 年度 貸借対照表関係注記事項

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
2. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。  
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。  
 （会計上の見積もりの変更）  
 なお、基幹システム改定に伴い、一部のソフトウェアについては廃棄償却予定時期までに償却が完了するように利用可能期間を見直し、将来にわたり変更しております。  
 この変更により、従来の方法と比べて、経常利益及び税引前当期純利益が12,862千円減少しております。
3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
6. 役員退職慰労引当金は、役員の退職給付に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. 価格変動準備金は、国債等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上することとしておりますが、当事業年度は対象資産がないため計上しておりません。
8. 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、契約金額が300万円未満のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額は28,351千円であります。
11. 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。
 

短期金銭債権総額	5,370千円
短期金銭債務総額	182,719千円
12. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。
 

支払備金（出再支払備金控除前）	458,334千円
同上にかかる出再支払備金	417,499千円
差 引	40,834千円
13. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。
 

普通責任準備金（出再控除前未経過保険料）	5,333,713千円
同上にかかる出再責任準備金	4,960,354千円
差 引（イ）	373,359千円
異常危険準備金（ロ）	73,994千円
計（イ＋ロ）	447,354千円
14. 1株当たり純資産額は72,926円69銭であります。  
 算定上の基礎である純資産の部の合計額及び普通株式に係る当期末の純資産額はいずれも1,458,533千円、1株当たり純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は20,000株であります。

15. 繰延税金資産の総額は 34,692千円であります。  
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、退職給付引当金19,169千円、役員退職慰労引当金6,196千円等であります。  
なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の33.33%から30.78%となります。この税率変更による影響は軽微であります。
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リースにより使用しています。
17. 金融商品の状況に関する事項  
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。代理店貸等にかかる信用リスクについては適切に管理しリスク軽減を図っております。
18. 金融商品の時価等に関する事項 (単位；千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	2,005,365	2,005,365	-
代理店貸	286,138	286,138	-
未収金	946,937	946,937	-
代理店借	(273,702)	(273,702)	-
共保険借	(395,162)	(395,162)	-
再保険借	(80,335)	(80,335)	-
未払金	(305,468)	(305,468)	-

①負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

②これらの金融商品はいずれも短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

19. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
該当事項ありません。
20. 重要な後発事象等に関する注記  
該当事項ありません。
21. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科目	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	比較増減
経常収益		14,272,489	10,513,131	△3,759,358
保険料等収入		14,269,357	10,397,080	△3,872,277
保険料		6,885,629	5,187,475	△1,698,153
再保険収入		7,383,727	5,209,604	△2,174,123
回収再保険金		1,301,685	1,031,062	△270,623
再保険手数料		4,132,385	3,380,169	△752,216
再保険返戻金		596,791	448,757	△148,033
その他再保険収入		1,352,864	349,615	△1,003,249
支払備金戻入額		-	11,346	11,346
責任準備金戻入額		-	103,829	103,829
資産運用収益		686	-	△686
利息及び配当金収入		686	-	△686
預貯金利息		686	-	△686
有価証券利息・配当金		-	-	-
その他利息配当金		-	-	-
有価証券売却益		-	-	-
有価証券償還益		-	-	-
その他運用収益		-	-	-
その他経常収益		2,445	874	△1,571
経常費用		13,066,326	9,872,455	△3,193,871
保険金等支払金		8,352,956	6,409,853	△1,943,102
保険金		1,388,743	1,103,996	△284,746
給付金		-	-	-
解約返戻金		624,631	464,886	△159,745
その他返戻金		1,716	2,928	1,212
契約者配当金		-	-	-
再保険料		6,337,865	4,838,042	△1,499,822
責任準備金等繰入額		254,162	-	△254,162
支払備金繰入額		14,231	-	△14,231
責任準備金繰入額		239,930	-	△239,930
資産運用費用		-	-	-
有価証券売却損		-	-	-
有価証券評価損		-	-	-
有価証券償還損		-	-	-
その他運用費用		-	-	-
事業費		4,459,204	3,462,597	△996,607
営業費及び一般管理費		4,374,688	3,376,526	△998,161
うちのれん償却額		-	-	-
税金		4,185	3,146	△1,038
減価償却費		65,702	64,796	△906
退職給付引当金繰入額		6,278	10,272	3,994
役員退職慰労引当金繰入額		5,775	5,940	165
賞与引当金繰入額		2,576	1,915	△660

その他経常費用	2	3	1
保険業法第113条繰延資産償却費	-	-	-
その他の経常費用	2	3	1
保険業法第113条繰延額(△)	-	-	-
経常利益(経常損失△)	1,206,163	640,675	△565,487
特別利益	-	-	-
固定資産等処分益	-	-	-
負ののれん発生益	-	-	-
価格変動準備金戻入額	-	-	-
その他特別利益	-	-	-
特別損失	3,948	-	△3,948
固定資産等処分損	3,948	-	△3,948
減損損失	-	-	-
価格変動準備金繰入額	-	-	-
不動産等圧縮損	-	-	-
その他特別損失	-	-	-
契約者配当準備金繰入額	-	-	-
税引前当期純利益(同当期純損失△)	1,202,214	640,675	△561,539
法人税及び住民税	404,253	223,403	△180,850
法人税等調整額	△1,271	△7,209	△5,937
法人税等合計	402,981	216,193	△186,787
当期純利益(当期純損失△)	799,233	424,482	△374,751

## 平成25年度 損益計算書注記事項

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

収益総額	- 千円
費用総額	606,111千円

2. 以下の収益及び費用に関する金額

① 正味収入保険料(保険料、再保険戻戻金及びその他再保険収入の合計額から再保険料及び解約戻戻金等の合計額を控除した金額)は、679,991千円です。

② 正味支払保険金(保険金等から回収再保険金を控除した金額)は、72,934千円です。

③ 責任準備金戻入額の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金戻入額(出再控除前未経過保険料)	1,602,868 千円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	1,490,476 千円
差引(イ)	112,392 千円
異常危険準備金繰入額(ロ)	8,562 千円
計(イ-ロ)	103,829 千円

④ 支払備金戻入額の内訳は次のとおりです。

支払備金戻入額(出再支払備金控除前)	181,193 千円
同上にかかる出再支払備金戻入額	169,847 千円
差引	11,346 千円

3. 一株当たりの当期純利益の額は21,224円10銭であります。

算定上の基礎である当期純利益の額は424,482千円、1株当たりの当期純利益の額の算定に用いた普通株式数は20,000株であります。

## 5. 関連当事者等との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	全国賃貸管理ビジネス協会	被所有 間接65%	業務委託	業務委託 (注1)	461,532	未払金	162,931
親会社	(株)全管協SSIホールディングス	被所有 直接100%	当社の経理、人事、システム等の委任及び経営管理指導	業務委託 (注1)	66,000	未払金	5,500
				運営管理料 (注1)	78,579		13,415
親会社の子会社	エタニティ少額短期保険(株)	なし	共同保険に係る関連業務委託契約	共同保険に関する保険料、保険金、解約返戻金、その他返戻金、諸経費の立替金、その他協議により認めた勘定に係るネット取引 (注2)		共同保険借	395,162

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格交渉の上、合理的な条件で業務委託契約を決定しています。

(注2) 業務委託契約及び付帯覚書による共同保険諸勘定に係る経理決済ルールに基づき、合理的な条件で決定しています。

6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 株主資本等変動計算書

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 任意 積立金	繰越 利益剰余金									
当期首残高	220,000	130,000	-	130,000	59,400	-	279,418	338,818	-	688,818	-	-	-	-	-	688,818
当期変動額																
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	11,000	-	△66,000	△55,000	-	△55,000	-	-	-	-	-	△55,000
当期純利益							799,233	799,233		799,233						799,233
自己株式の処分																
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）																
当期変動額合計	-	-	-	-	11,000	-	733,233	744,233	-	744,233	-	-	-	-	-	744,233
当期末残高	220,000	130,000	-	130,000	70,400	-	1,012,651	1,083,051	-	1,433,051	-	-	-	-	-	1,433,051

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 任意 積立金	繰越 利益剰余金									
当期首残高	220,000	130,000	-	130,000	70,400	-	1,012,651	1,083,051	-	1,433,051	-	-	-	-	-	1,433,051
当期変動額																
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	19,600	-	△418,600	△399,000	-	△399,000	-	-	-	-	-	△399,000
当期純利益							424,482	424,482		424,482						424,482
自己株式の処分																
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）																
当期変動額合計	-	-	-	-	19,600	-	5,882	25,482	-	25,482	-	-	-	-	-	25,482
当期末残高	220,000	130,000	-	130,000	90,000	-	1,018,533	1,108,533	-	1,458,533	-	-	-	-	-	1,458,533

## 平成 25 年度 株主資本等変動計算書注記事項

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株

### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

### 3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	配当財産の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 25 年 6 月 20 日 定時株主総会	金銭	399,000 千円	19,950 円	平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 6 月 21 日

### 4. 当事業年度の末日後に行った剰余金の配当に関する事項

平成 26 年 6 月 17 日 開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当財産の種類	金銭
配当金の総額	212,000 千円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たりの配当額	10,600 円
基準日	平成 26 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 26 年 6 月 18 日

### 5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

#### 4. キャッシュ・フロー計算書

(単位；千円)

科目	年度	平成 24 年度	平成 25 年度
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益		1,202,214	640,675
減価償却費		65,702	64,796
保険業法第 113 条繰延資産償却費		-	-
支払備金の増加額 (Δは減少)		14,231	Δ11,346
責任準備金の増加額 (Δは減少)		239,930	Δ103,829
契約者配当準備金繰入額		-	-
退職給付引当金の増加額 (Δは減少)		4,637	8,749
役員退職慰労引当金の増加額 (Δは減少)		Δ3,630	5,940
価格変動準備金の増加額 (Δは減少)		-	-
利息及び配当金等収入		Δ686	-
有価証券関係損益 (Δは益)		-	-
支払利息		2	1
為替差損益 (Δは益)		-	-
有形固定資産関係損益 (Δは益)		3,948	-
代理店貸の増加額 (Δは増加)		91,787	48,520
再保険貸の増加額 (Δは増加)		Δ28,715	28,715
その他資産 (除く投資活動、財務活動関連) の増減額 (Δは増加)		Δ29,422	Δ198,809
代理店借の増加額 (Δは減少)		127,330	128,325
再保険借の増加額 (Δは減少)		Δ489,477	80,335
その他負債 (除く投資活動、財務活動関連) の増減額 (Δは減少)		80,606	60,040
その他		20,651	30,666
小 計		1,299,111	782,779
利息及び配当金等の受取額		686	-
利息の支払額		Δ2	Δ1
契約者配当金の支払額		-	-
その他		-	-
法人税等の支払額 (Δ) 又は還付額		Δ9,665	Δ560,705
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,290,129	222,073
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
預貯金の純増減額 (Δは増加)		-	-
有価証券の取得による支出		-	-
有価証券の売却・償還による収入		-	-
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出		-	-
その他		Δ57,953	Δ58,230
投資活動によるキャッシュ・フロー		Δ57,953	Δ58,230
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
借入れによる収入		-	-
借入金の返済による支出		-	-
社債の発行による収入		-	-

社債の償還による支出	-	-
株式の発行による収入	-	-
自己株式の取得による支出	-	-
配当金の支払額	△55,000	△399,000
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△55,000	△399,000
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	-	-
<b>V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）</b>	1,177,175	△235,157
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	1,063,346	2,240,522
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	2,240,522	2,005,365

## 平成 25 年度 キャッシュ・フロー計算書注記事項

### 1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からになります。

### 2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金勘定	2,005,365 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	- 千円
現金及び現金同等物	2,005,365 千円

### 3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## <コーポレートデータ>

## 沿革

### 株式会社全管協共済会の沿革

1992年	2月	全国の有力賃貸管理業者17社が「全国賃貸管理業協議会」を設立、入居者の家財保障共済事業を開始
1997年	4月	「全国賃貸管理業共済会」を設立
2006年	7月	特定保険業者として関東財務局へ届出
2007年	10月	「全国賃貸管理業共済会」で行ってきた共済事業を継承する目的で「株式会社全管協共済会」を設立
2008年	3月	少額短期保険業者「関東財務局長（少額短期保険）第16号」として登録
	4月	4月1日 少額短期保険業の営業開始
	10月	10月1日 資本金を10億円に増額
2009年	12月	12月4日「あいおい損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）」との業務資本提携契約締結
2011年	10月	当社の単独株式移転により、「株式会社全管協 SSI ホールディングス」を設立
	12月	12月22日 資本金を2億2,000万円に変更

## 株式に関する事項

### 1. 株式数

発行可能株式総数 40千株

発行済株式総数 20千株

### 2. 2013年度末株主数 1名

### 3. 大株主

(2014年3月31日現在)

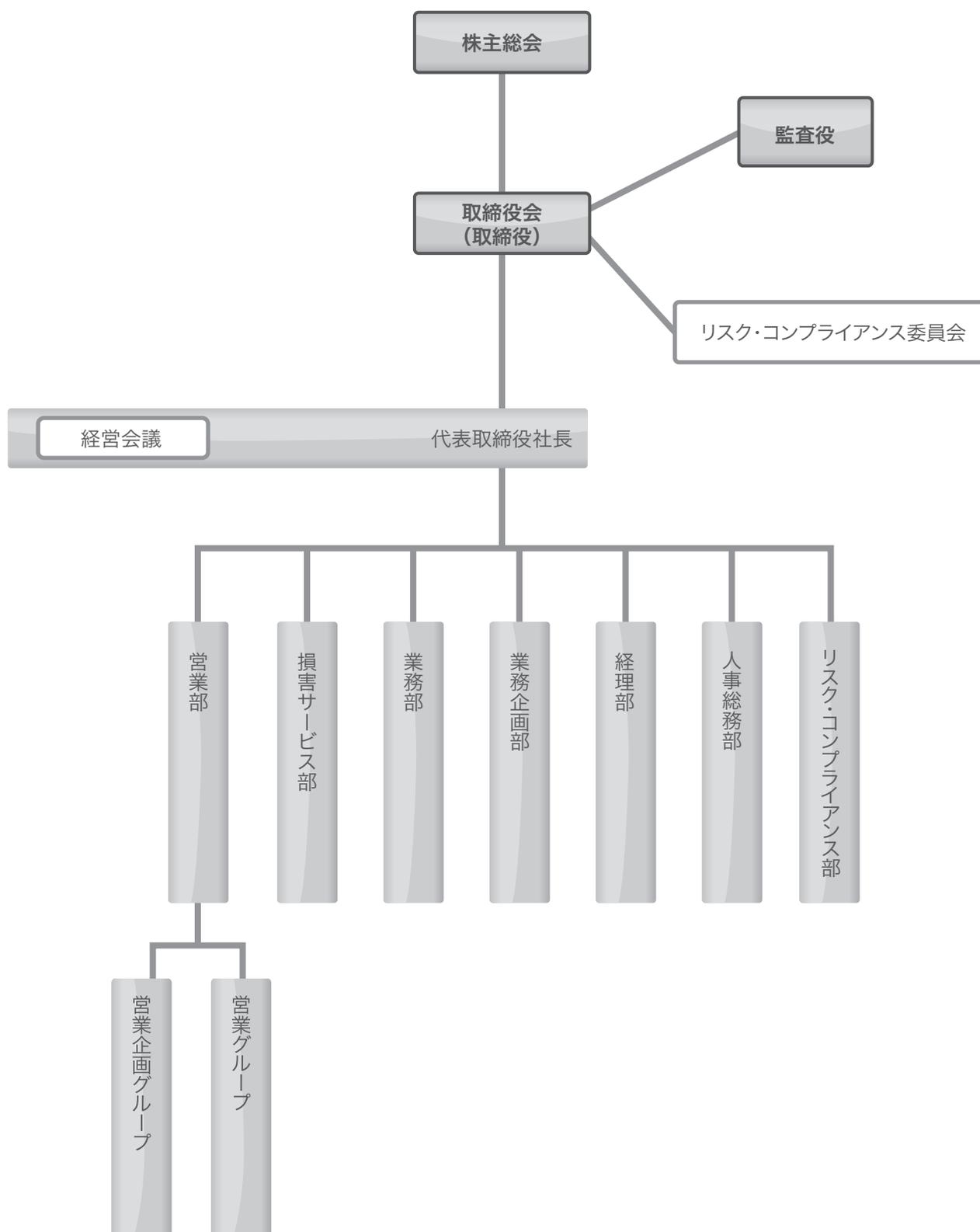
株主の氏名または名称	持株数等	
	持株数等	持株比率
株式会社全管協 S S I ホールディングス	20,000株	100.0%

## 会社役員に関する事項

(2014年7月1日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
後藤 大司	代表取締役社長		2014年4月1日代表取締役社長に就任。
花岡 俊則	取締役	(株)全管協SSIホールディングス 取締役 経営企画部長	
脇野 雅之	取締役 業務部長		
高橋 誠一	取締役(社外)	三光ソフランホールディングス(株) 代表取締役	
三好 修	取締役(社外)	(株)三好不動産 代表取締役	
佐賀野 雅行	取締役(社外)	(株)ミヤビグループ 代表取締役	
丹野 與平	監査役		
境田 大作	監査役(社外)	全国賃貸管理ビジネス協会 事務局次長	金融機関で長年の経歴があり、財務および会計に関する相当の知見を有しております。
佐野 修造	監査役(社外)	あいおいニッセイ同和損害保険(株) 営業企画部事業企画室	

# 会社の組織 (2014年7月1日現在)











## 2014 全管協共済会の現状

---

2014年7月発行

株式会社全管協共済会

〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目1番5号 東京駅前ビル

電話：03 (3272) 3340 URL：<http://www.zk2.jp/>